急傾斜地崩壊対策事業について

急傾斜地崩壊対策事業とは

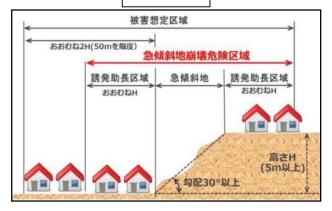
急傾斜地崩壊対策事業は、降雨や地震などに伴って発生するがけ崩れ災害に対し、急傾斜地の崩壊を防止する擁壁や排水施設などを設置し、住民の生命を守る事業です。

この事業は「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」に基づいて区域の指定を行い崩壊対策工事を実施しています。

急傾斜地崩壊危険区域の指定基準

- ・ がけ地の傾斜度が、30度以上あるもの
- 斜面の高さが、5m以上あるもの
- ・ がけ崩れにより危害の恐れのある人家が、5戸以上 (注:ハザードマップの土砂災害 警戒区域等とは異なります)

指定基準



施工事例



急傾斜地崩壊対策事業の採択要件

福井県事業の場合

傾斜角度: 30度以上の土地

急傾斜地の高さ: 10m以上(自然斜面)

保全対象: 被害想定区域内の人家 10戸以上

敦賀市事業の場合

傾斜角度: 30度以上の土地

急傾斜地の高さ: 5m以上(自然斜面)

保全対象: 被害想定区域内の人家 5戸以上

急傾斜地崩壊対策事業を行うことができないところ

- ・ 切土、盛土、構造物の設置など、人の手が加わっている斜面(人工斜面)
- ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、保安林、保安施設地区